

○白川村景観条例施行規則

平成20年3月17日

規則第6号

改正 平成25年10月7日規則第1号

白川村景観条例施行規則（平成15年白川村規則第7号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、白川村景観条例（平成20年白川村条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（景観計画区域における行為の届出）

第2条 条例第9条第1号から第4号に規定する行為の届出は、大規模行為等における行為の届出書（別記様式第1号）に、行為の種類に応じて別表1に定める図面を添付して行うものとする。

（景観計画区域または重点景観形成地区における行為の届出）

第3条 景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第16条及び条例第10条または第11条に規定する景観計画区域又は重点景観形成地区における行為の届出は、景観計画区域又は重点景観形成地区における行為の届出書（別記様式第2号）に、行為の種類に応じて別表2に定める図面を添付して行うものとする。

（勧告）

第4条 法第16条第3項の規定による勧告は、書面により行うものとする。

2 村長は、法第16条第3項の規定による勧告を同条第4項の規定により30日以内に行うことができない正当な理由があるときは、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、当該届出をしたものに対し、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

（届出行為に関する協定の内容）

第5条 条例第12条に規定する協定で取り交わす項目については、条例第7

条の規定による景観計画で定める項目に準ずるものとする。

(景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の通知)

第6条 条例第16条第3項に規定する景観重要建造物及び景観重要樹木（以下「景観重要建造物等」という。）の指定の通知は、景観重要建造物等指定通知書（別記様式第3号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の指定解除)

第7条 条例第16条第3項に規定する景観重要建造物等の指定の解除は、景観重要建造物等指定解除通知書（別記様式第4号）により行うものとする。

(景観重要建造物等の所有者等の変更の届出)

第8条 条例第17条に規定する景観重要建造物等の所有者等の変更の届出は、景観重要建造物等所有者等変更届出書（別記様式第5号）を村長に提出して行うものとする。

(景観重要建造物等の現状変更行為の届出)

第9条 法第22条第1項に規定する景観重要建造物等の現状変更行為の許可の届出は、景観重要建造物等現状変更行為届出書（別記様式第6号）に村長が必要と認める図書を添付して行うものとする。

(景観重要樹木の現状変更行為の届出)

第10条 法第31条第1項に規定する景観重要樹木の現状変更行為の許可の届出は、景観重要樹木現状変更行為届出書（別記様式第7号）により行うものとする。

(まちづくり協定の認定の申請)

第11条 条例第22条第2項に規定するまちづくり協定の認定の申請は、まちづくり協定認定申請書（別記様式第8号）を村長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、まちづくり協定書の写し、まちづくり協定の区域を表示する図面その他の必要書類を添付しなければならない。

(まちづくり協定の認定等の通知)

第12条 村長は、条例第19条第1項の規定によりまちづくり協定の認定をしたときはまちづくり協定認定通知書（別記様式第9号）により、まちづくり協定の認定をしないときはまちづくり協定認定申請却下通知書（別記様式第10号）により当該申請者に通知するものとする。

（まちづくり協定の変更等の届出）

第13条 条例第20条に規定するまちづくり協定の変更等の届出は、まちづくり協定変更・廃止届出書（別記様式第11号）により行うものとする。

（まちづくり協定の取消し）

第14条 村長は、条例第21条の規定によりまちづくり協定の認定を取り消したときは、速やかにまちづくり協定認定取消通知書（別記様式第12号）により当該協定を締結した所有者等の代表者に通知するものとする。

（まちづくり地域団体規約の要件）

第15条 条例第22条第1項第3号に規定する村長が定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 目的
- （2） 名称
- （3） 活動地域
- （4） 活動の内容
- （5） 事務所の所在地
- （6） 構成員に関する事項
- （7） 役員の数、任期及び職務に関する事項
- （8） 会議に関する事項
- （9） 会費及び会計に関する事項

（まちづくり地域団体の認定の申請）

第16条 条例第22条第2項の規定によりまちづくり地域団体の認定を受けようとする団体の代表者は、まちづくり地域団体認定申請書（別記様式第13号）に、次に掲げる図書を添付し、村長に提出して行うものとする。

- (1) 団体規約
  - (2) 団体の活動地域を示す図面
  - (3) 団体の構成員及び役員の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び事務所の所在地）を記載した図書
  - (4) その他村長が必要と認める図書
- (まちづくり地域団体の認定)

第17条 村長は、条例第22条第1項の規定によりまちづくり地域団体の認定をしたときは、まちづくり地域団体認定通知書（別記様式第14号）により、まちづくり地域団体の認定をしないときは、まちづくり地域団体認定申請却下通知書（別記様式第15号）により当該申請者に通知するものとする。

(まちづくり地域団体の認定の取消し)

第18条 村長は、条例第22条第3項の規定によりまちづくり地域団体の認定を取り消したときは、速やかにまちづくり地域団体認定取消通知書（別記様式第16号）により当該団体の代表者に通知するものとする。

(景観の形成に係る助成等)

第19条 条例第26条第1項に規定する景観の形成のために特に必要と認められるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第16条第1項の規定により指定した景観重要建造物の保全
- (2) 条例第8条第1項に規定する重点景観形成地区における建築物又は広告物の新築、増築、改築、移転若しくは撤去又は外観を変更することになる修繕、模様替え若しくは色彩の変更（以下この条において「新築等」という。）であって、その内容が、条例第7条第1項の規定により定められる景観計画に適合するもの
- (3) 前号に定める重点景観形成地区以外の地区で、村長が景観の形成のために特に重要と認める地区における建築物等又は広告物の新築等であって、その内容が、当該地区における景観の形成に寄与すると認められるもの

(審議会の所掌事務)

第20条 条例第27条に規定する白川村景観審議会(以下「審議会」という。)は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、村長に答申するものとする。

- (1) 景観計画の策定及び変更
- (2) 重点景観形成地区の指定及び指定の解除又は変更
- (3) 景観重要建造物等の指定
- (4) その他村長が必要と認める景観形成に関する重要事項

(審議会の組織)

第21条 審議会は、委員10人以内で組織する。

- 2 審議会の委員(以下「委員」という。)は、景観形成に関し学識経験を有する者その他村長が適当と認める者のうちから村長が委嘱し、又は任命する。

(審議会の任期)

第22条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(審議会の会長及び副会長)

第23条 審議会に、会長及び副会長を1人置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第24条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第25条 会長は、必要があると認められるときは、関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

(審議会の専門部会)

第26条 審議会に、専門的事項を調査させるため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

3 部会は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから会長の意見を聴いて村長が委嘱する。

(審議会の庶務)

第27条 審議会の庶務は、総務課において処理する。

(審議会の運営事項)

第28条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(意見の聴取)

第29条 村長は、条例の適切な運用を図るため、必要があると認めるときは、審議会のほか、学識経験者又は専門家の意見を聴くことができる。

(委任)

第30条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年3月13日から適用する。

附 則（平成25年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表1

行為の種類	添付図書
宅地の造成	位置図

	配置・平面・求積図
	縦横断面図
	法面、擁壁の断面図
	現況写真
土石の採集	位置図
	配置・平面図
	採取終了措置図
	現況写真
車道の開設	位置図
	平面・求積・構造図
	縦横断面図
	現況写真
森林、木竹の伐採	位置図
	配置・平面・求積図
	現況写真

別表 2

行為の種類	添付図書
建築物の新築、増築、改築、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の変更	位置図
	配置・平面図
	立面図
	現況写真
工作物の設置又は外観の変更	位置図
	配置・平面図
	立面図
	現況写真
広告物の設置又は外観の変更	位置図

	配置図
	形状・構造・立面図
	現況写真
宅地の造成その他区画形質の変更	位置図
	配置・平面・求積図
	縦横断面図
	法面、擁壁の断面図
	現況写真

別記様式第1号

年 月 日

白川村長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 印

大規模行為等における行為の届出書

白川村景観条例第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 地	白川村	
行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
行為の種別	宅地の造成、土石の採集、車道の開設、森林・木竹の伐採、その他	
行為の目的		
行為の内容		
宅地の造成	面積	
土石の採集	面積	
	採取量	
車道の開設	延長	
	幅員	
森林・木竹の伐採	面積	
	規模(量)	
	種類	
その他		

別記様式第2号

年 月 日

白川村長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 印

景観計画区域又は重点景観形成地区における行為の届出書

景観法第16条及び白川村景観条例第10条、第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 地	白川村			景観計画区域・重点景観形成地区			
行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで						
設 計 者	住 所						
	事 務 所 名			氏 名			
行 為 の 種 別	建 築 物 (延べ面積50m <sup>2</sup> 以上、または高さ10m以上)	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)					
	工 作 物 (見付面積50m <sup>2</sup> 以上)	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)					
	そ の 他						
建 築 物 の 概 要		届出部分	既存部分	合 計	構 造	木造・RC造・鉄骨造・その他( )	
	用 途				階 数	地上階 地下階	
	敷 地 面 積			m <sup>2</sup>	仕 上 材	屋 根	
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		外 壁	
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		窓 枠	
	最 高 の 高 さ	m	m			軒 裏	
	軒 高	m	m				
	外 観 の 変 更	届出内容				色 彩	屋 根
		届出部分の面積		m <sup>2</sup>	外 壁		
					窓 枠		
	建 ぺ い 率	%		容 積 率	%		
工 作 物 の 概 要	種 類					構 造	
	規 模	高 さ	延 長	幅	面 積	仕上材	
		m	m	m	m <sup>2</sup>	色 彩	
そ の 他							

別記様式第3号

景観重要建造物等指定通知書

第 号  
年 月 日

様

白川村長 印

白川村景観条例第16条第1項の規定により、次のとおり景観重要建造物又は景観重要樹木を指定したので、同条第3項の規定により通知します。

指 定 番 号	景観重要建造物 第 号 景観重要樹木 第 号
指 定 年 月 日	年 月 日
名 称 また は 樹 種	白川村
所 在 地	
概 要	

別記様式第4号

景観重要建造物等指定解除通知書

第 号  
年 月 日

様

白川村長 印

白川村景観条例第16条第3項の規定により、次のとおり景観重要建造物等の指定を解除したので通知します。

指定を解除した建造物等の名称または樹種	
指定を解除した建造物等の所在地	白川村
指定を解除した建築物等の概要	
指定番号	景観重要建造物 第 号 景観重要樹木 第 号
指定を解除した年月日	年 月 日
指定を解除した理由	

別記様式第5号

年 月 日

白川村長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 印

景観重要建造物等所有者等変更届出書

景観重要建造物等の所有者等の権利を移転したいので、白川村景観条例第17条の規定により次のとおり届け出ます。

指 定 番 号			
所 在 地			
変 更 予 定 年 月 日			
変更しようとする権利の種類			
権 利 者	変 更 前	住 所	
		氏 名	
	変 更 後	住 所	
		氏 名	

別記様式第6号

年 月 日

白川村長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 印

景観重要建造物等現状変更行為届出書

景観法第22条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

行 為 地	白川村					
行為の予定期間	年 月 日から		年 月 日まで			
設 計 者	住 所					
	事 務 所 名		氏 名			
行 為 の 種 別	建 築 物 (延べ面積500m <sup>2</sup> 以上、または高さ10m以上)	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)				
	工 作 物 (延べ面積500m <sup>2</sup> 以上、または高さ10m以上)	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩の変更)				
	そ の 他					
建 築 物 の 概 要		届出部分	既存部分	合 計	構 造	木造・RC造・鉄骨造・その他( )
	用 途				階 数	地上 階 地下階
	敷 地 面 積			m <sup>2</sup>	仕 上 材	屋 根
	建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		外 壁
	延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		窓 枠
	最 高 の 高 さ	m	m			軒 裏
	軒 高	m	m			屋 根
	外 観 の 変 更	届出内容				色
		届出部分の面積		m <sup>2</sup>	彩	窓 枠
						軒 裏
建 ぺ い 率			%	容 積 率	%	
そ の 他						

別記様式第7号

年 月 日

白川村長 様

届出者 住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

景観重要樹木現状変更行為届出書

景観法第31条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

指 定 番 号	
所 在 地	白川村
行為の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
行為の種別	伐採・移植
移植予定地	
現状変更の理由	
現状変更の内容及び実施方法	

別記様式第8号

まちづくり協定認定申請書

年 月 日

白川村長 様

団 体 名  
代表者住所  
代表者氏名 印  
電話番号 ( )

白川村景観条例第22条第2項の規定により、まちづくり協定の認定について次のとおり申請します。

団 体 の 概 要	所 在 地	
	設 立 年 月 日	年 月 日
	構 成 員 数	人
	団体の目的及び活動の方針	
	活動の経過と予定	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 規約等 <input type="checkbox"/> 対象区域図 <input type="checkbox"/> 構成員名簿 <input type="checkbox"/> その他( )	

別記様式第9号

第 号  
年 月 日

様

白川村長 印

まちづくり協定認定通知書

年 月 日付けのまちづくり協定の認定申請については、白川村景観条例第19条第1項の規定により、次のとおり認定したので通知します。

1 まちづくり協定の名称及び団体の事務所の所在地

(1) 団体の名称

(2) 団体の事務所の所在地

2 認定番号

第 号

3 認定年月日

年 月 日

別記様式第10号

第 号  
年 月 日

様

白川村長 印

まちづくり協定認定申請却下通知書

年 月 日付けのまちづくり協定の認定申請については、次の理由により認定しないことにしたので通知します。

理由

別記様式第11号

まちづくり協定変更・廃止届出書

年 月 日

白川村長 様

団体名  
代表者住所  
代表者氏名 印  
電話番号 ( )

白川村景観条例第20条の規定により、まちづくり協定の〔変更・廃止〕について次のとおり届け出します。

団体の概要	所在地	
	設立年月日	年 月 日
	構成員数	人
	団体の目的及び活動の方針 (変更の場合)	
	活動の経過と予定 (変更の場合)	
添付書類 (変更の場合)	<input type="checkbox"/> 規約等 <input type="checkbox"/> 対象区域図 <input type="checkbox"/> 構成員名簿 <input type="checkbox"/> その他( )	

別記様式第12号

第 号  
年 月 日

様

白川村長 印

まちづくり協定認定取消通知書

白川村景観条例第21条の規定により、まちづくり協定の認定を取り消したので通知します。

1 まちづくり協定の名称及び団体の事務所の所在地

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の事務所の所在地

2 認定番号

第 号

3 認定年月日

年 月 日

4 取消年月日

年 月 日

5 取消理由

別記様式第13号

年 月 日

白川村長 様

申請団体名

代表者

氏 名

印

住 所

電 話

まちづくり地域団体認定申請書

まちづくり地域団体の認定を受けたいので、白川村景観条例第22条第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

団 体 の 名 称	
団体の事務所の所在地	
主たる活動の内容	
団体の構成員数	

添付書類

- 1 団体規約
- 2 団体の活動地域を示す図面
- 3 団体の構成員の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び事務所の所在地)を記載した図書

別記様式第14号

第 号  
年 月 日

様

白川村長 印

まちづくり地域団体認定通知書

年 月 日付けのまちづくり地域団体の認定申請については、白川村景観条例  
第22条第1項の規定により、次のとおり認定したので通知します。

1 まちづくり地域団体の名称及び団体の事務所の所在地

(1) 団体の名称

(2) 団体の事務所の所在地

2 認定番号

第 号

3 認定年月日

年 月 日

別記様式第15号

第 号  
年 月 日

様

白川村長 印

まちづくり地域団体認定申請却下通知書

年 月 日付けのまちづくり地域団体の認定申請については、次の理由により  
認定しないことにしたので通知します。

理由

別記様式第16号

第 号  
年 月 日

様

白川村長 印

まちづくり地域団体認定取消通知書

白川村景観条例第22条第3項の規定によりまちづくり地域団体の認定を取り消したので、  
次のとおり通知します。

1 まちづくり地域団体の名称及び団体の事務所の所在地

- (1) 団体の名称
- (2) 団体の事務所の所在地

2 認定番号

第 号

3 認定年月日

年 月 日

4 取消し年月日

年 月 日

5 取消し理由